

令和7年度 福島県中途視覚障がい者緊急生活訓練事業「在宅生活訓練」実施要領

1 目 的

- (1) 中途視覚障がい者、見えない・見えにくいことで日常生活に不便を感じている方（以下「視覚障がい者等」という。）に対し、主に在宅における日常生活適応訓練を個別家庭訪問等により実施し、生活意欲の向上を図る。
- (2) 当該訓練を体験することにより、自ら生活の質を向上させ、また、更なる諸能力向上のため、専門機関での継続的な訓練事業等へつなげる契機とする。
- (3) 視覚障がい者等の自立と社会参加の促進を図る。

2 実施主体

この訓練の実施主体は、福島県（以下「県」という。）とする。

ただし、県は、この訓練を適切に実施できると認める団体等に協力を依頼し、又は委託することができるものとする。

3 対象者

この訓練の対象者は、福島県内に居住する視覚障がい者等で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該訓練を希望する者。
なお、本人と一緒にこの訓練を希望する家族等の参加も含む。
- (2) 感染性疾患に罹患していない者。
- (3) 特に歩行訓練を希望する方で基礎疾患等がある場合、主治医に受講を許可された者。
- (4) 障害者支援施設等に入所していない者、もしくは現在入所しているが今後地域で生活する予定の者。

4 在宅生活訓練の内容

本人と相談をしながら、生活環境やニーズ、能力に応じて目標を掲げ、次に掲げるいずれかの訓練を自宅等で実施するものとする。1回の訓練時間は、120分までとし、訓練内容や本人の進捗状況等を考慮した上で、県が必要と判断する回数を実施することができる。ただし、同一月あたり1回を原則とし、同一年度内において8回を限度とする。

- (1) 歩行訓練
- (2) ICT訓練（パソコン、タブレット、スマートフォン、プレクストーク等）
- (3) 日常生活動作（調理・掃除・洗濯等）
- (4) 点字

※ICTとは・・・Infomation Communication Technology の略。「情報通信技術」の意味。

5 実施時期

この訓練は、令和7年4月7日（月）から令和8年3月19日（木）まで実施するものとする。

訓練申込の受付期間は、令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）（本セン

ター必着) までとする。

ただし、受付期間以外にあって、緊急に訓練の必要があると思われる場合は、個別に判断するものとする。

6 講 師

視覚障害者生活訓練等指導員（歩行訓練士）の資格を有する下記のいずれかの者を講師として派遣する。

(1) 福島県障がい者総合福祉センター（以下「県センター」という。）職員

(2) 公益財団法人日本盲導犬協会仙台訓練センター（以下「仙台訓練センター」という。）

視覚障害サポート部 生活訓練指導員

7 実 施

(1) 広報

ア 県は、市町村及び関係団体等に対し、この訓練の実施について通知し、ホームページや広報誌等へ掲載し、広く周知する。

イ 市町村は、視覚障がいの身体障害者手帳所持者等への個別通知又は広報誌等へ掲載し、広く周知する。

ウ 県は、過去の「地域生活サポートサービス福島（仙台訓練センター事業）」の利用者等、この訓練を希望する者に対し、仙台訓練センターへ周知依頼する。

(2) 申込み

ア 訓練を希望する者は、各市町村の身体障がい福祉担当課に希望する旨を申し出て必要事項を連絡する。

イ 市町村は、訓練希望者について参加の申込みを様式1の1～1の3により県センターへ送付する。

(3) 決定

ア 県センターは、障がい状況や訓練経験等を考慮し、訓練の可否を決定する。

イ 県センターは、前項の結果を様式2の1により市町村へ、講師を6（2）に依頼する場合は、様式2の2により当該講師へ通知する。

(4) 実施

ア 県センターは、県の負担において、受講者の受講中の事故等に備えるため、事前に傷害保険に加入する。

イ 6（2）の講師は、訓練決定者と日程等を個別調整した上、事前に訓練の計画書を様式3により県センターに通知し、訓練を実施する。

(5) 実施報告

ア 6（2）の講師は、事業の実施結果を様式4の1及び様式4の2により県センターへ報告する。

イ 県センターは、各訓練者の訓練結果を当該市町村へ通知する。

(6) アンケート調査

ア 県センターは、1月上旬を目途に、訓練申込者の一覧表と様式5（アンケート調査用紙）を当該市町村に送付する。

イ 市町村は、本人宅に電話（訪問も可）し、調査用紙の項目の聴き取りを行う。

（市町村からの依頼により、相談支援事業所職員やケアマネージャー等が代行しても可とする）

ウ 市町村は、全員分の聴き取り終了後、2月16日（月）までにまとめて県センターに送付する。

エ 1月以降に在宅生活訓練を利用した者については、県センターがアンケート調査を実施する。

（7）支援

市町村は、実施報告により、事後支援の必要な者について連絡を受けた場合は、仙台訓練センター等専門機関による訓練事業の利用を勧奨する等、関係機関と連携の上、必要な支援を行う。

8 費用負担

講師派遣に係る受講者の負担は無料とする。

ただし、訓練の際に生じる実費（ICTにおける通信費、交通機関を利用する歩行訓練での運賃、調理指導における材料費や光熱費等）は、受講者の自己負担とする。

9 留意事項

（1）申込受付にあたり、市町村は、事業実施に係る個人情報に関係機関（県、市町村、講師等）で情報共有することについて、受講希望者の承諾を得ること。

（2）市町村は、受講者が希望する場合には、訓練に担当者等が同席することができるよう、配慮に努めるものとする。

（3）県センターが市町村に様式2の1により受講決定を通知した後に、当該訓練希望者より辞退の申し出があった場合、市町村は県センターへ様式6により参加申込みを取下げものとする。

（4）新型コロナウイルス等感染症対応については、別紙1「在宅生活訓練にかかる新型コロナウイルス等感染症対応方針」のとおりとする。

（5）在宅生活訓練後に白杖の試用等のため、県センター所有の白杖を貸し出しできることとする。取り扱いについては別紙2のとおりとする。